

事 務 連 絡

令和6年9月18日

各保険医療機関 様

佐賀県国民健康保険団体連合会

審 査 第 2 課 長

予防接種費用の請求に係る予診票等の早期提出について（お願い）

本会の事業につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、予防接種費用の請求につきましては、毎月10日を請求締切日としておりますが、11月及び12月請求分はインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種の実施に伴い、予防接種費用の請求件数が著しく増加することが予想されます。

つきましては、11月及び12月請求分の予防接種費用（インフルエンザ予防接種を含む全ての予防接種）につきましては、下記の早期提出協力日までの提出に御協力をお願いいたします。

なお、請求の際は、各市町の予防接種区分の単価に御留意の上、最新の実施報告書（令和6年10月接種分から変更予定）を片面印刷して御提出いただきますようお願いいたします。

また、予防接種費用の請求は郵送等でも受け付けております。送付の際にはお手数ですが、封筒に『予防接種請求』と記載の上、下記の送付先あてにお送りください。

記

【早期提出協力日】 11月請求分 11月7日（木）

12月請求分 12月5日（木）

【送付先】 〒840-0824

佐賀市呉服元町7番28号 佐賀県国保会館

佐賀県国民健康保険団体連合会 調剤・療養費係 あて

担当：審査第2課 調剤・療養費係

TEL：0952-26-4301